

茨城県サポートガイドブック



大会マスコット「いばラッキー」



音声コード



いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
茨城県国体・障害者スポーツ大会局

読み上げ装置にて、内容を
音声で聞くことができます。

はじめに

茨城県では、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現を目指して、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を制定しました。(平成27年4月1日 施行)

また、平成31年に茨城県で開催される「第19回全国障害者スポーツ大会(いきいき茨城ゆめ大会)」は、障害に対する理解を深め、障害者の社会参加に寄与する大会とするとともに、障害がある人もない人もすべての人が共に歩み幸せに暮らせる社会を目指す大会とし、次の3つの基本方針を策定しました。

可能性にチャレンジし、人が輝き元気になる大会

多くの県民がボランティアや県民運動など様々な活動で大会開催に参加し、来県者の方々に対して誠意とまごころ、おもてなしと思いやりの心をもって温かくお迎えするとともに、競技や記念イベント等を通して、障害のある人もない人もすべての参加者が可能性にチャレンジし、感動や喜びを共有できる大会とします。

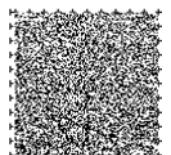
「いばらきの魅力」を発信する大会

県民一人ひとりが、大会開催を通して、いばらきならではの豊かな自然や歴史、文化、祭り、温泉、郷土料理、特産品、最先端の科学技術など魅力ある地域資源を再認識するとともに、これら「いばらきの魅力」を、県広報紙、ホームページをはじめ、新聞、ラジオ、テレビなど多様な広報媒体を積極的に活用し情報発信して参ります。

変えよう 示そう わたしの力で

障害のある人もない人もすべての人が、分け隔てのない多様な個性を包容し、お互いに助け合う、「共生社会」を創るために、思いやりの心を共有しながら、夢と勇気と感動をお届けする障害者スポーツ大会を目指します。

そこで、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会では、障害のある人への理解を深め、どのように対応したらよいかの一助とするため、「茨城県サポートガイドブック」を作成しました。県民の皆様にご活用いただければ幸いです。

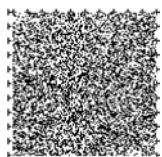


目 次

I	対応の基本	1
II	障害種別の特性と対応における配慮	3
1	視覚障害のある方への対応	3
2	聴覚・言語障害のある方への対応	5
3	盲ろう者の方への対応	8
4	肢体不自由のある方への対応	9
5	内部障害のある方への対応	11
6	知的障害のある方への対応	12
7	精神障害のある方への対応	13
8	発達障害のある方への対応	15
9	高次脳機能障害のある方への対応	16
III	対応における配慮	18
1	案内	18
2	誘導	20
3	相談・説明	22
4	手続き	24
5	施設利用	26
6	緊急時の対応	28
7	身体障害者補助犬に関して	29
IV	参考資料	30
1	コミュニケーション資料 (基本的な点字・手話・指文字・上手な筆談法)	30
2	基本的な介助方法	32
3	疑似体験(チェックリスト)	34
4	一歩踏み出すための情報源(ホームページ等)	36
5	障害者に関するマークについて	37



音声コード



I 応対の基本

1 まずは「何かお手伝いすることはありますか？」の一言から

どんなに困っている時であっても、いきなり身体に触れられたり、手を引っ張られたり、また車いすを押されたりすると誰でも驚いてしまいます。困っているような様子の人がいたら、まずはその人の正面（前）から「こんにちは、何かお手伝いすることはありますか？」「お手伝いしましょうか」などと声をかけましょう。

また、車いすに乗っていても、自分で操作できる人と介助が必要な人とではサポートの仕方は違いますので、独りよがりには接することはお節介ともなります。

「何かお困りでしたら、いつでも声をかけてくださいね。」

そんな気持ちと姿勢を心がけてください。

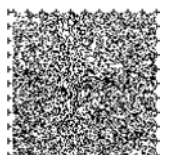
2 相手の気持ちを尊重して

障害のある人は特別な人ではありません。同情したり子ども扱いしたり、逆にへりくだって接するなど、特別な扱いや言葉遣いは不要です。あくまでも対等な立場で、そして同じ目線で接するようにしましょう。

また、介助の人がいると、ご本人に関することであっても、つい介助者に話をしてしまうことがあります。ご本人に対して失礼となりますので、本人に直接話すように心がけてください。



音声コード



3 コミュニケーションを大切に

例えば言葉が聞き取りにくい場合、聞き直すことが失礼だと思いがちです。だからといって分かったふりをしたりすると、きちんとしたコミュニケーションが取れず、逆に相手の人に対して失礼ともなります。コミュニケーションが難しそうな場合でも、敬遠したり分かったふりをしたりしないで、分かるまで繰り返してもらうようお願いしながら、相手の意志をきちんと確認しましょう。

また、相手の立場に立って、ていねいで分かりやすい対応を心がけましょう。

4 必要とするサポートは人それぞれ

背の高い人や低い人、また丸顔の人や面長の人など、人にはいろいろな違いがあります。障害のある人も同じで、目や耳に障害のある人、上肢や下肢に障害のある人、また知的障害や発達障害など障害の種類は様々です。また、同じ部位の障害であってもその程度は様々です。

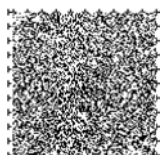
障害の種類や程度、また、その日の体調や調子（精神的な変動）によって、その人が必要とするサポートも異なります。以前うまくいったサポートであっても、人によってあてはまらない、うまくいかない場合もあります。

相手の意思や体調等を確認し、その人が必要とするサポートを行うようにしましょう。

5 コミュニケーション方法も人それぞれ

手話や点字などは聴覚障害のある人や視覚障害のある人にとって大切なコミュニケーション手段ですが、聴覚に障害のある人の誰もが手話を使えるわけではありませんし、視覚障害のある人の誰もが点字を使えるわけではありません。

コミュニケーションの方法は一人ひとり異なります。その人に応じた方法でコミュニケーションをとるように心がけましょう。



Ⅱ 障害種別の特性と対応における配慮

1 視覚障害のある方への対応

(1) 視覚障害の障害特性

視覚障害のある方の中には、全く見えない方と見えにくい方とがいます。見えにくい方の中には、見える範囲が狭い、光りがまぶしい、暗いところで見えにくい、特定の色が分かりにくい方などがいます。

主 な 特 徴

- 一人で移動することが困難
慣れていない場所では一人で移動することは困難です。
- 聴覚を中心に情報を得ている
目からの情報が得にくいため、聴覚や手で触れることなどにより情報を入手しています。
- 文字の読み書きが困難
文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい方が多いです。

(2) 主な情報アクセス・コミュニケーション手段

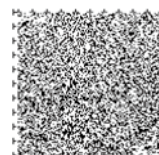
ア 点字

点字は、指で触って読む文字。縦3点横2点の6つの凸状の点の組合せにより、50音や数字、アルファベット等を表します。 また、文字を点字に翻訳することを「点訳」といいます。

(巻末資料「基本的な点字」参照)

イ 音声による情報提供

情報提供者等が文字情報などを音声でCDやテープ等に録音して行います。この他にも、文字情報をデジタル化した「音声コード」を冊子等に印刷すれば、専用の機器を用いて、冊子等に記載されている文書を読み上げることができます。



ウ 拡大文字

弱視の方が読めるように通常の文字の大きさを拡大したものです。文字の大きさは、小・中学校で使われる拡大教科書では、

18ポイント から 26ポイント

程度とされています。

※ 小学校3年生までは発達段階を考慮して22ポイントから30ポイント

(3) 想定される配慮の方法

ア パンフレット等の冊子、チラシなどにおける配慮

点字版や拡大文字版の作成、CDやテープ等に録音する、音声コードを用いるなどの方法が考えられます。

見えにくい方などのために、文字の大きさや書体、太さ、スペースに注意する必要もあります。複数の色を使う場合は、色の区別が付きやすいように組み合わせましょう（暖色系と寒色系の組合せなど）。

イ 会議や講演会を開催する際の配慮

複数の話し手がいる場合は、誰が発言しているかが分かるように、発言の冒頭に自分の名前を名乗ってから発言するようにしましょう。資料などがある場合は、視覚障害のある方の要望に応じて、上記アで紹介したように点字・拡大文字などで対応しましょう。この際、点字・拡大文字の資料と通常の資料とでは、ページが一致しないので、説明する際に注意しましょう。

資料は、前もって配付することが望ましいです。

また、部屋の照明は点灯し、照度を確保しましょう。

ウ 情報のやり取りを行う際の配慮

資料などを渡す場合は、視覚障害のある方の要望に応じて、上記アで紹介したように、点字版や録音版資料で対応しましょう。

また、読み上げソフトがインストールされたパソコンを使用している視覚障害のある方には、電子メールによる情報提供も検討しましょう。その際には、図や表、写真等はできるだけ使用しないようにしましょう。



2 聴覚・言語障害のある方への対応

(1) 聴覚・言語障害の障害特性

聴覚障害のある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。さらに、言語障害を伴う方と、ほとんど伴わない方がいます。

また、言語障害のある方は、その原因によって聴覚障害を伴う場合があります。

主 な 特 徴

- 外見からは分かりにくい

外見からは聞こえないことが分かりにくいため、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがあります。

- 視覚を中心に情報を得ている

音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。

- 声に出して話せても聞こえているとは限らない

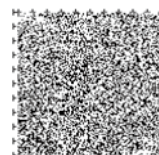
聴覚障害のある方の中には声に出して話せる方もいますが、相手の話は聞こえていない場合があります。

- 補聴器をつけても会話が通じるとは限らない

補聴器をつけている方もいますが、補聴器で音を大きくしても、明りように聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている方も多いです。



補聴器

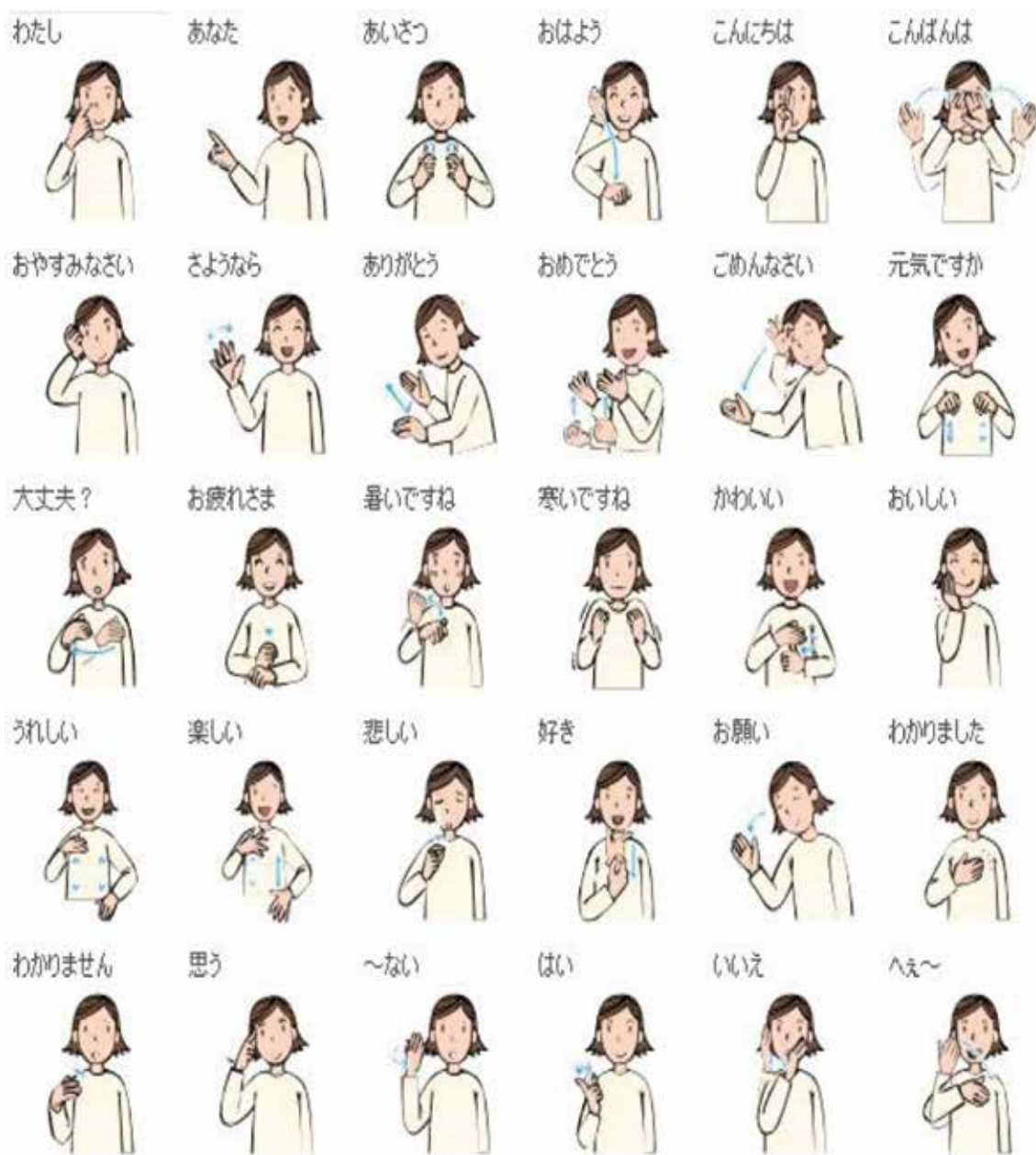


(2) 主な情報アクセス・コミュニケーション手段

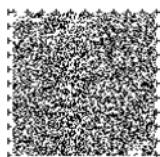
ア 手話

手指の形・位置・動きで表現する、視覚的なコミュニケーション手段です。聴覚障害のある方たちの間で自然に生まれ、国による標準手話の確定などを通じて発展してきましたが、標準手話と地方によって表現の仕方が異なるものがあります。

～簡単な手話の紹介～



音声コード



(3) 想定される配慮の方法

ア パンフレット等の冊子、チラシなどにおける配慮

問い合わせ先に電話番号だけではなく、FAX番号やメールアドレスを掲載しましょう。

文章は短く、簡潔にし、わかりやすい用語を使いましょう。

また、ピクトグラムなどの図記号や写真・イラストなども効果的に活用しましょう。



ピクトグラム

イ 会議や講演会を開催する際の配慮

聴覚障害のある方の要望に応じて、手話通訳や要約筆記、補聴器の聞こえをよくする補聴援助システム（磁気誘導ループ等）などを準備しましょう。

手話通訳などを準備した際には、通訳者が見えやすい位置に、聴覚障害のある方の席を確保しましょう。

手話通訳や要約筆記を見ながら同時に、資料を読むことができないので、資料などは前もって配付することが望ましいです。



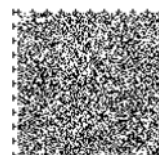
手話通訳

ウ 情報のやり取りを行う際の配慮

音声により案内を行った場合に、聴覚障害の方は聞き取ることが困難です。併せて、文書の掲示などの配慮を行いましょう。



音声コード



3 盲ろう者の方への対応

(1) 盲ろうの障害特性

盲ろう者とは、視覚と聴覚の両方に障害のある方のことを言います。盲ろう者の方の中には、全く見えていない方、聞こえていない方から、少し見えている方、聞こえる方など、様々な方がいます。

(2) 主な情報アクセス・コミュニケーション手段

ア 触手話

発信者が手話を表し、それを盲ろう者の方が読み取る方法。また、発信者が盲ろう者の方の手を取り手話の形をつくり、それを盲ろう者の方が読み取る方法もあります。

イ 接近手話

視力の残っている盲ろう者の方が用い、手話通訳者が盲ろう者の方の視力や視野に適した位置で行います。

ウ 指文字 (31 ページを参照)

全く見えない盲ろう者の方で、手で触って読み取る方もいます。

エ 指点字

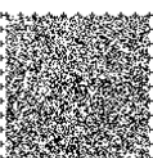
盲ろう者の方の指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて、通訳者が盲ろう者の方の手指に直接打つ方法です。

(3) 想定される配慮の方法

障害の状態や程度に応じ視覚障害者や聴覚障害者の方と同じ対応が可能な場合がありますが、同様な対応が困難な場合も多く、手書き文字や触手話、指点字などの対応や、移動についても、入口付近の出入りしやすい席を優先席としたり、必要であれば案内したりするなどの配慮をしましょう。



触手話



4 肢体不自由のある方への対応

(1) 肢体不自由の障害特性

上肢や下肢に欠損や機能障害のある方の中には、細かいものをつかんだり、握ったり、字を書くことや書類や冊子のページをめくることが困難な方がいます。

また、発声に関する器官の麻痺や不随意運動、失語症などにより、コミュニケーションを取ることが困難な方がいます。

主 な 特 徴

- 移動に制約のある方もいる

下肢に障害のある方では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない方がいます。歩行が不安定で転倒しやすい方もいます。

車いすを使用されている方では、高い所には手が届きにくく、床の物は拾いにくいです。

- 文字の記入が困難な方もいる

手にマヒのある方や脳性マヒで不随意運動を伴う方などでは、文字を記入できなかったり、狭いスペースに記入したりすることが困難です。

- 体温調整が困難な方もいる

脊髄を損傷された方では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調整が困難です。

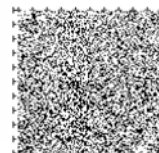
- 話すことが困難な方もいる

脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えるににくい方もいます。

(2) 想定される配慮の方法

ア 会議や講演会を開催する際の配慮

会場に車いす席を設けるなど、車いすを使用している方が出席しやすいようにしましょう。



イ 情報のやり取りを行う際の配慮

手続き等で、代筆を行ってもよい場合、本人の意思を確認した上で、必要に応じて代筆に応じましょう。車いすを使用している方には、目線を合わせて話しましょう。相手の話していることが聞き取りにくい場合、分かったふりをせずに、話の内容を区切りながら確認しましょう。

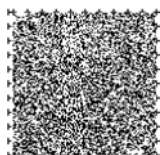
上肢機能障害等により、書類や冊子のページをめくることが困難な方には、マルチメディアDAISY図書による情報提供が有効です。

※ マルチメディアDAISY図書

デジタル録音図書の国際標準規格。1枚のCDに50時間以上の収録が可能等の特徴があります。



音声コード



5 内部障害のある方への対応

(1) 内部障害の障害特性

内部障害とは内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス (HIV) による免疫機能の6種類の機能障害が定められています。

主 な 特 徴

- 外見から分かりにくい

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

- 疲れやすい

障害のある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすいという特徴があります。

- 電磁波等の影響が懸念される方もいる

心臓ペースメーカーを埋め込んでいる方は、携帯電話等から発せられる電磁波等の影響を受けると、誤動作するおそれがあるので、配慮が必要です。

- タバコの煙が苦しい方もいる

呼吸器機能障害のある方は、タバコの煙などが苦しい方もいます。

- トイレに不自由されている方もいる

人工肛門や、人工ぼうこうを使用している方は、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレが必要です。

(2) 想定される配慮の方法

負担をかけない対応を心がける。

内部障害のある方では、疲労感がたまり、集中力が持続できないことなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。



6 知的障害のある方への対応

(1) 知的障害の障害特性

知的障害のある方は、先天的な原因や発達期（おおむね18歳未満）において、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。障害の程度により必要な援助の度合いにも差があります。

主 な 特 徴

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- 人にたずねることや、自分の意見を言うことが苦手な方もいる
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる
- ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返したりする方もいる

(2) 想定される配慮の方法

ア パンフレット等の冊子、チラシなどにおける配慮

漢字にはふりがなをふるとともに、なじみのない外来語には注釈をつけ、行間を広めに取りましょう。

抽象的な言葉は避け、具体的で分かりやすい言葉で表現しましょう。

内容を理解しやすくするために、絵や記号、図を使って分かりやすく説明しましょう。

イ 情報のやり取りを行う際の配慮

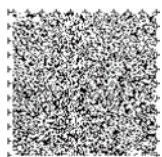
相手の年齢や障害に応じた言葉を使って話しかけましょう。

社会的なルールが理解しにくいため、突発的な行動を起こす方もいます。いきなり強い調子で声をかけずに、穏やかな口調で声をかけましょう。

また、言葉だけでなく、絵カード等の視覚的な情報を提示しながら、分かりやすく伝えましょう。



音声コード



7 精神障害のある方への対応

(1) 精神障害の障害特性

精神障害のある方は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール中毒等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送っています。

主 な 特 徴

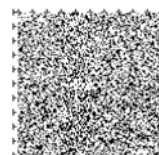
- ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいる
- 精神障害に対する社会の理解不足から、病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い
- 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
- 気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話したりする方もいる

(2) 想定される配慮の方法

ア 会議や講演会を開催する際の配慮

疲労を感じやすい方もいるので、休憩室等を確保したり、申し出があった場合には、臨時の休憩スペースを設けたりしましょう。

障害の特性により頻繁に離席の必要がある方は、当事者の希望により会場の座席位置を出入口付近にしましょう。



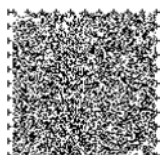
イ 情報のやり取りを行う時の配慮

安心して話ができるようリラックスした雰囲気を作りましょう。たくさんのかたを一度に言われると分からなくなってしまう場合があるので、ポイントを絞って、ゆっくり、短く具体的で分かりやすい言葉で表現しましょう。

また、内容を理解しやすくするために、絵や記号、図を使って分かりやすく説明しましょう。



音声コード



8 発達障害のある方への対応

(1) 発達障害の障害特性

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥・多動性障害 (ADHD) 等、脳機能の障害であって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には、知的障害を伴う場合と伴わない場合 (高機能自閉症) とがあります。

※ この他、トゥレット症候群 (チック等) や吃音 (症) 等も発達障害に含まれます。

主 な 特 徴

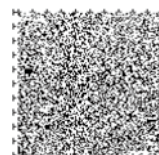
- 外見から分かりにくい
- 相手の言ったことを繰り返す時は、相手が言っていることが理解できていないことが多い
- 遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- 相手の表情、態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる
- 順序立てて論理的に話すことが苦手な方もいる
- 年齢相応の社会性が身につけていない方もいる
- 関心のあることばかり一方的に話す方もいる

(2) 想定される配慮の方法

精神障害者の方への配慮の方法で紹介した内容などに留意してください。



音声コード



9 高次脳機能障害のある方への対応

(1) 高次脳機能障害の障害特性

交通事故や転倒などにより頭を強くぶついたり、脳卒中などの病気により、脳が損傷を受けたりすると、記憶・注意・感情などの高次な脳機能に障害があらわれることがあります。

これらの障害を高次脳機能障害といい、生活や仕事で支障が出たり、対人関係に問題が出たりする場合があります。

この障害は外見上ではわかりにくく、周囲の理解を得られにくいという特性があります。また、本人も気づきにくいということもあります。

主 な 特 徴

- **記 憶**：新しいことが覚えられなくなる
- **注 意**：気が散りやすく作業を長く続けられない
- **遂 行**：段取りよく仕事ができなくなる
- **社会行動**：ささいなことで怒ったりイライラしたりする

(2) 想定される配慮の方法

ア 会議や講演会を開催する際の配慮

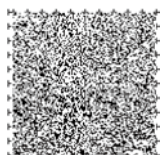
疲労を感じやすい方もいるので、休憩室等を確保したり、申し出があった場合には、臨時の休憩スペースを設けたりしましょう。

障害の特性により頻繁に離席の必要がある方は、当事者の希望により会場の座席位置を出入口付近にしましょう。

イ 情報のやり取りを行う時の配慮

【基本的な配慮】

気持ちにゆとりを持って接することが大切です。話が上手くまとまらない方や、ことばが上手く出ない方などがいます。こちらの態度に余裕がない場合は、プレッシャーになるばかりでなく、コミュニケーションの意欲を失わせる要因となります。

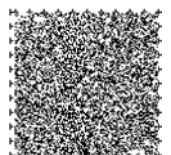


【記憶に障害がある方への配慮】

大切な約束事を忘れたり、同じことを何度も繰り返して聞き返すようなときは、必要に応じてメモを書いて渡しましょう。

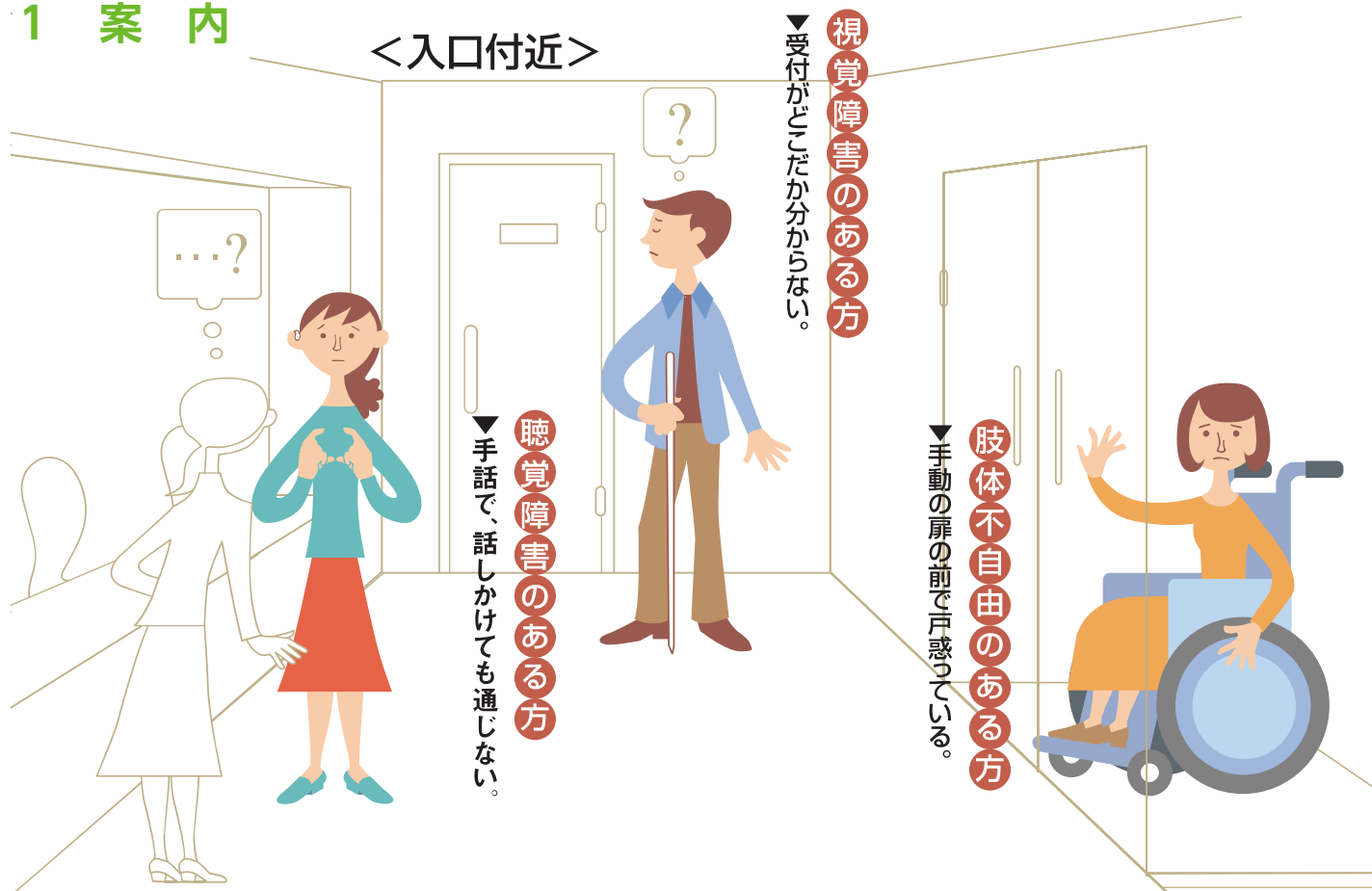
【感情の障害がある方への配慮】

不安感が高まり泣き出したり、ささいなことで怒り出したり、笑いが止まらなくなったりすることがあります。基本的には、ゆっくりと時間をかけて、本人が落ち着くのを待ちましょう。



Ⅲ 対応における配慮

1 案内



☆共通的な配慮

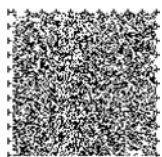
- ★入口や受付付近で困っていそうな方を見かけたら、「何かお手伝いすることはありますか?」と積極的に声をかけます。
- ★声かけは、介添えの方ではなく直接本人に対して行います。
- ★こちらの説明に対する理解が困難な方には、せかしたりせず「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明します。
- ★ドアの開閉が困難な方には開閉を手伝います。
- ★案内板には、必要に応じて、漢字にふりがなをふります。

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、職員であること及び名前を名乗った上で、周りの状況を具体的に分かりやすく伝えます。待つ必要がある場合は、おおよその待ち時間を伝えて、いす等に案内し、順番が来たら名前でも声をかけて知らせます。
視覚障害のある方に案内をする時は、抽象的な表現(あっち、そっち、むこう)は使わず、その方にとって前なのか右なのかを具体的に伝えてください。
指差しなどをしても相手にはつたわらないので気をつけましょう。
- ★聴覚障害のある方には、お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認し、用件を伺います。呼び出しの音声が届かない方には、どのような方法で知らせるか予め説明して、不安のないようにします。
窓口には、常に筆談のできるメモ用紙や簡易筆談器などを用意しておきます。
- ★車いす使用の方には、少しかがんで目線が合う高さで、お話しします。窓口には、低くて車いすの入るスペースのあるカウンターを設置します。
- ★立っているのが辛そうな方は、いすのあるところに案内し、そちらに担当職員が向かって用件を伺います。
- ★知的障害のある方には、絵・図・写真などを使用して分かりやすく説明します。



音声コード



＜受付付近＞



職場における工夫事例

〔視覚障害のある方〕

- ・建物入口での音声・音響案内の設置。
- ・受付への誘導用ブロックによる誘導。(写真右)

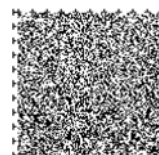
〔肢体不自由のある方〕

- ・低くて車いすの入るスペースのあるカウンターの設置。(写真右)

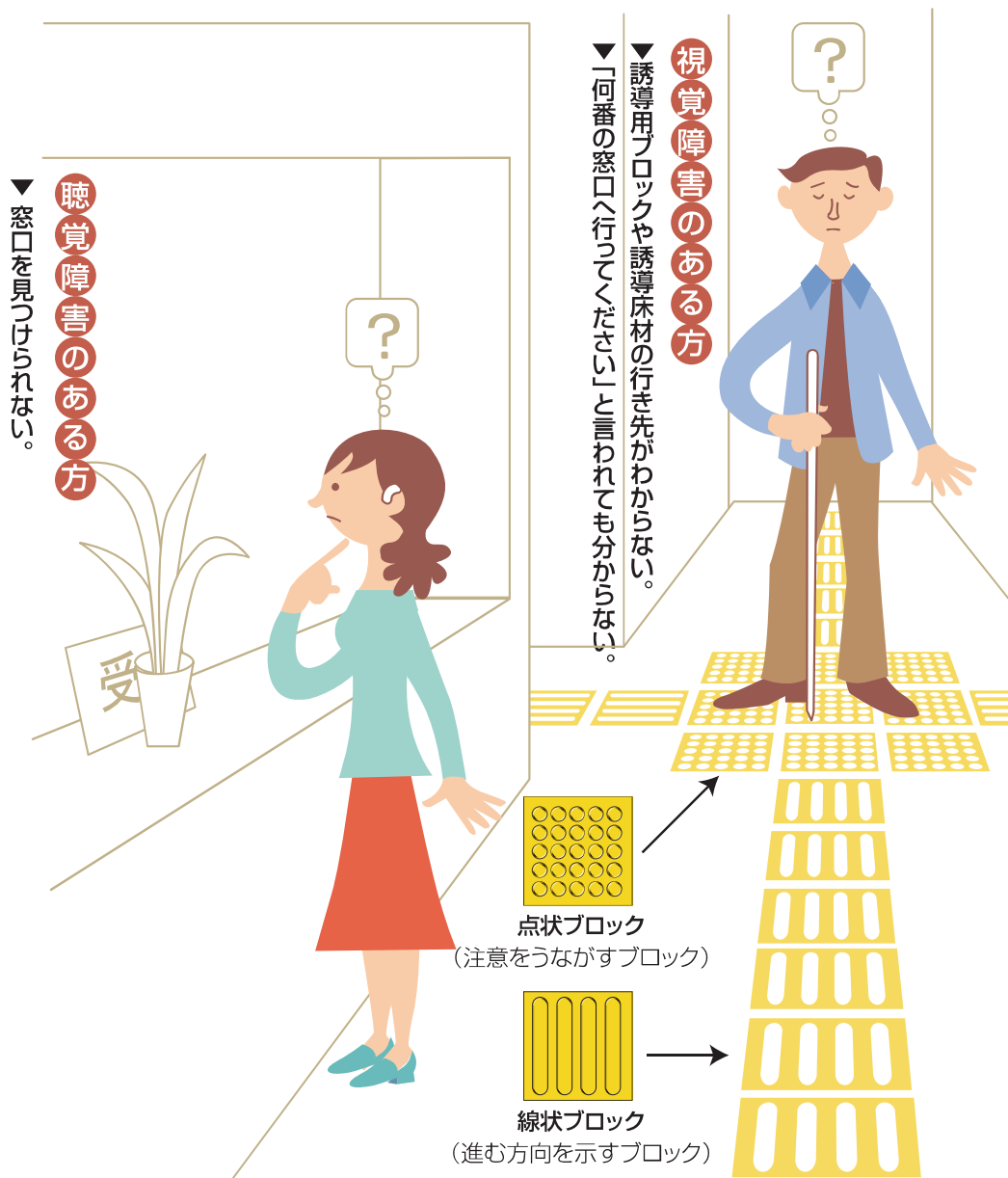


名古屋法務局刈谷出張所

音声コード



2 誘 導



☆共通的な配慮

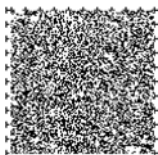
- ★車いすでも移動できるよう段差のない十分な移動スペースを確保します。
- ★誘導が必要かどうか、直接本人にたずねます。
- ★分かりやすいサイン表示（はっきりしたコントラスト、漢字にふりがな、図やサインの併記等）により、目的の場所を見つけやすくします。
- ★誘導用ブロック上はもとより、廊下等の歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにします。誘導用ブロックの上で立ち止まる方も多いので、歩行の邪魔にならないよう他の利用者にも配慮を促します。
- ★雨天時に濡れた床で滑らないよう、濡れた床面は早めに拭き取ります。

☆障害種別の配慮

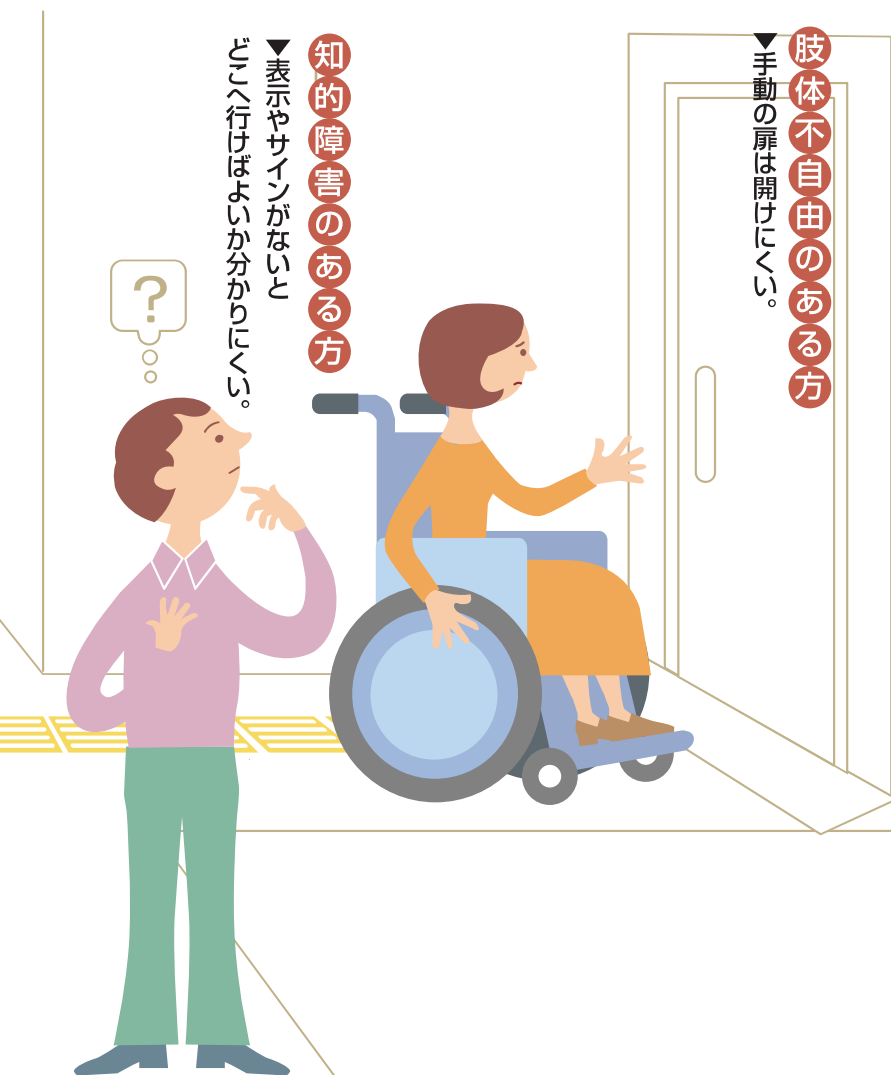
- ★視覚障害のある方の移動を介助する場合は、その方との背の高さの関係で肘（ひじ）肩または手首を軽く握ってもらい、誘導する側が半歩先に立って歩きます。階段や段差の手前では「上りです」「下りです」と声をかけます。
- ★車いす使用の方にとって、車いすは身体の一部のように感じているので、勝手に車いすを押したりせず、誘導の介助を希望されるかどうか、必ず、本人の意向を確認してから誘導介助を行います。



音声コード



詳しくは参考資料 P32



職場における工夫事例

【視覚障害のある方】

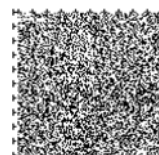
- ・音声・音響による案内の設置。
- ・階段や廊下の手すりへの点字シールの貼付。
- ・立体的な触知図の表示。(写真下)



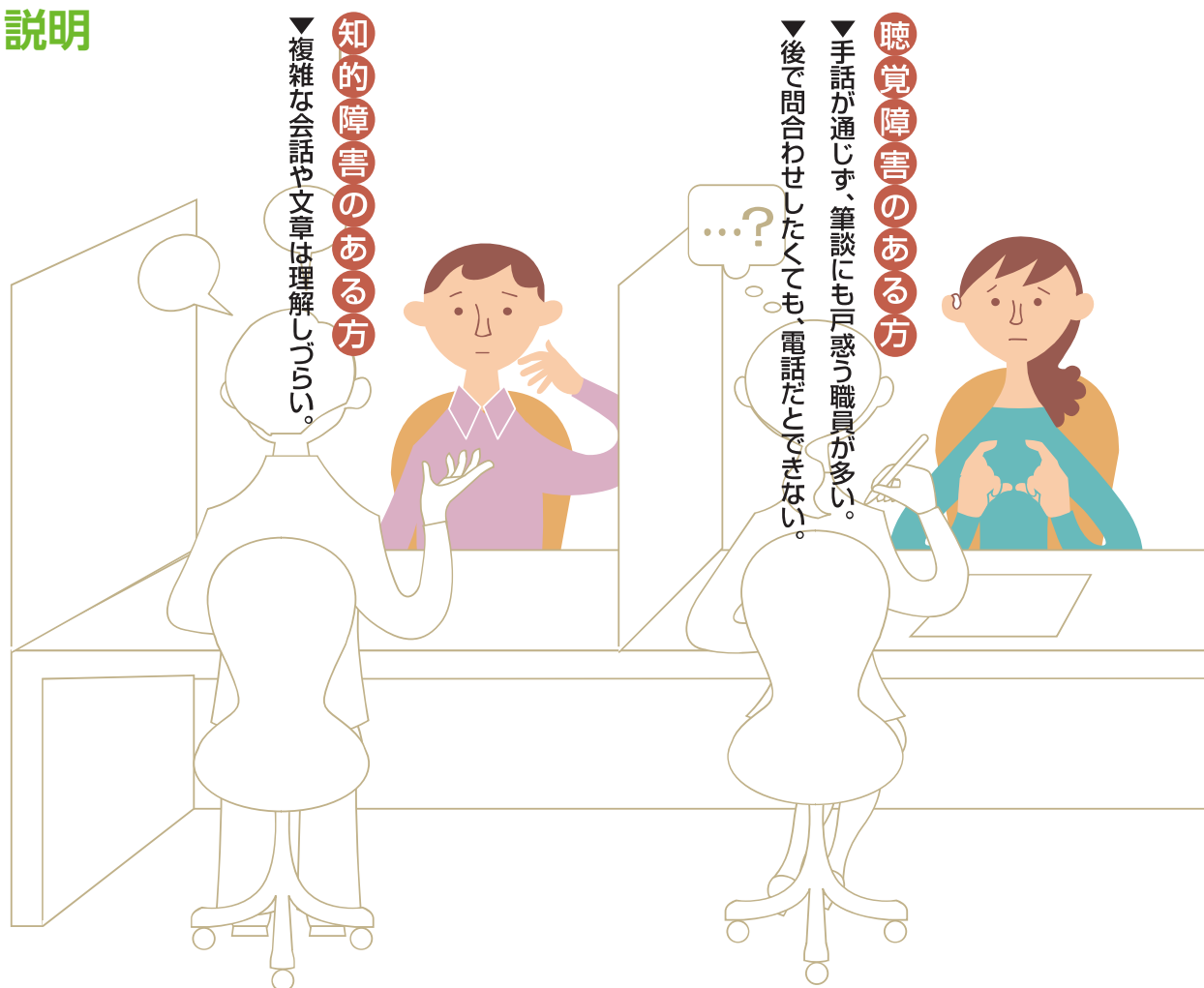
中央合同庁舎5号館

【知的障害のある方】

- ・漢字にふりがなをふった表示。(写真下)



3 相談・説明



☆共通的な配慮

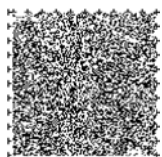
- ★相手の話を良く聞き、訪問目的を的確に把握し、「たらい回し」にしないようにします。
- ★話が的確に伝わるように、「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」話します。
- ★障害の種別に関わりなく、相手の話をよく聴き、安心して話ができる信頼関係をつくります。
- ★必要に応じて絵・図・写真を使って説明します。
- ★相談内容が的確に把握できない場合には、必要に応じて複数の職員で対応します。
- ★障害特性に応じた方法で説明ができるよう、予め説明資料等の準備をしておきます。
- ★ポイントを明確に、文章は短く、専門的な用語でなく一般的な分かりやすい言葉で説明します。

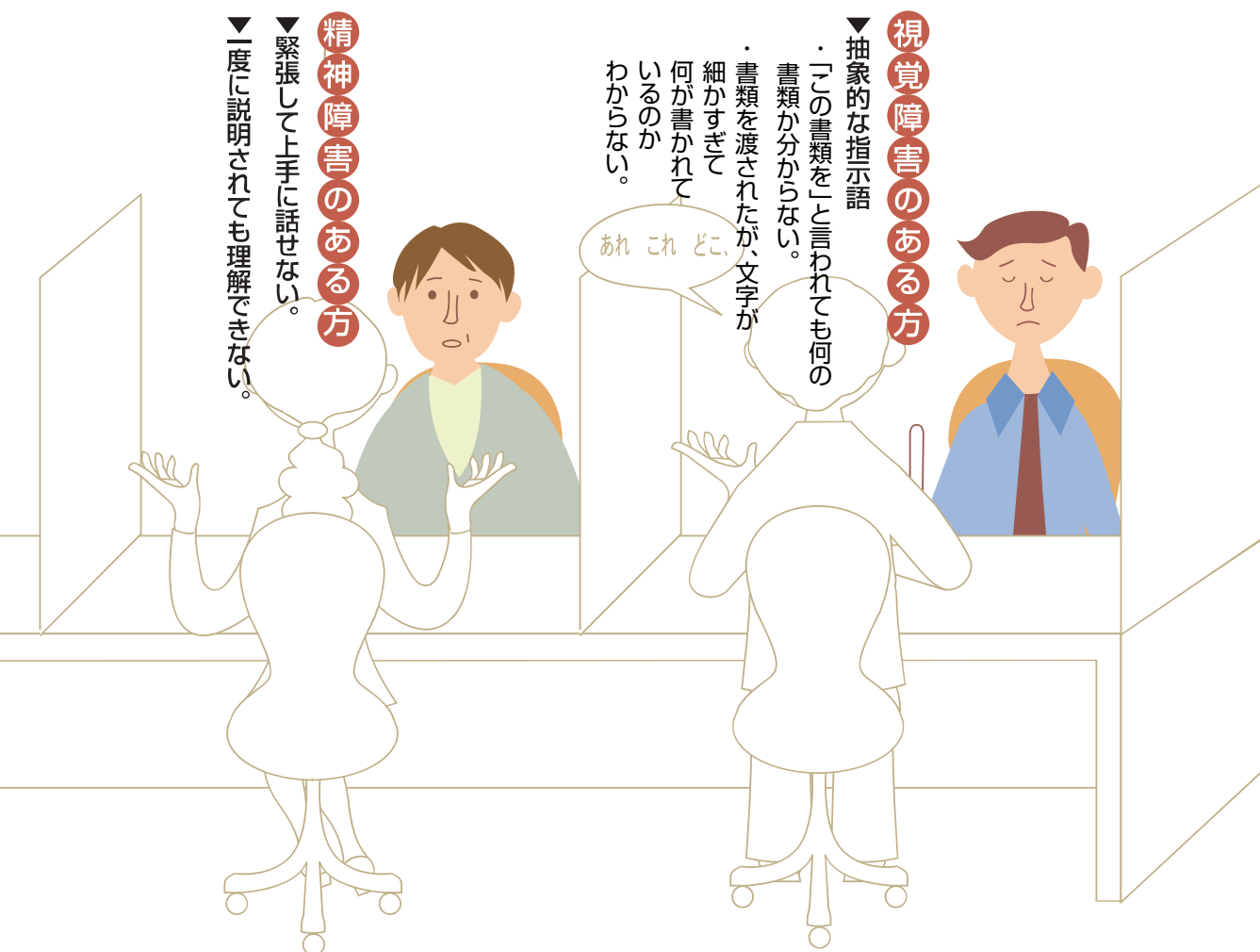
☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、自分の肩書と名前を名乗った上で、伝えたい内容を具体的な言葉で分かりやすく説明します。一時席を離れる際や新たに應對する職員が加わるような場合には、その旨を伝えます。拡大文字の文書を希望される方には、説明資料等を拡大コピーしたものを渡して説明します。
- ★聴覚障害のある方には、お互いに可能なコミュニケーション方法を確認して話します。筆談を求められた場合には、面倒がらずに対応します。また、問い合わせは電話、ファックス、Eメールなどでもできるようにします。
- ★口頭での説明の理解が難しい方には、説明のポイントをメモ書きして渡します。その際、必要に応じて、漢字にはふりがなをふります。
- ★同じ話を何度も繰り返したり、つじつまの合わない話をされる方には、話を途中で遮らずに、タイミングを見計らって用件を確認し、訪問目的に沿って應對するようにします。



音声コード





職場における工夫事例

【全般】

- 音声読み上げ対応のホームページによる情報提供。

【視覚障害のある方】

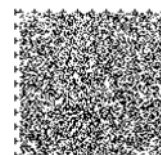
- 資料等の拡大コピー。
- 音声による案内。

【聴覚障害のある方】

- 筆談用のメモ用紙などの準備。(写真右)
- 視覚的な案内の設置。
- 手話通訳対応可能な相談日の設定。



(独) 高齢・障害者雇用支援機構



4 手続き



【書類記入】

☆共通的な配慮

- ★書類の記入方法については、記入例も含めて文書で大きく分かりやすく表示しておきます。
- ★書類の記入の仕方が分からない方には、「お手伝いしましょうか?」と声をかけます。
- ★障害の状況から自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を行います。署名欄の部分だけを切り取った枠（サインガイド）があると署名しやすい方もいます。

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、必要に応じて必要な箇所や、希望箇所を読み上げます。読み方としては、まず目次や全体の構成を説明し、その後に必要な箇所を読みます。その際は、要点をまとめるではなく、原文をそのまま読み上げます。
- ★代筆した場合には、その内容を読み上げ、内容を確認してもらいます。

【文書交付・閲覧】

☆共通的な配慮

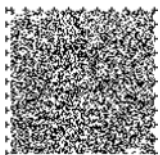
- ★本人が希望される場合には、内容を分かりやすく説明します。

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、希望があれば文書を読み上げます。
- ★知的障害のある方には、書類は平易な文章にし、漢字にはふりがなをふります。



音声コード





【金銭収受】

☆障害種別の配慮

- ★視覚障害のある方には、紙幣や硬貨を声に出して種別を確認しながら手渡します。
- ★聴覚障害のある方には、金額はメモや電卓で示します。
- ★肢体不自由のある方には、要望があれば、本人の見える位置で、本人に確認してもらいながら財布からのお金の出し入れを手伝います。
- ★ATMを導入する際には、視覚障害のある方や車いす使用の方等も利用できるように配慮します。

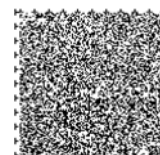
職場における工夫事例

【肢体不自由のある方】

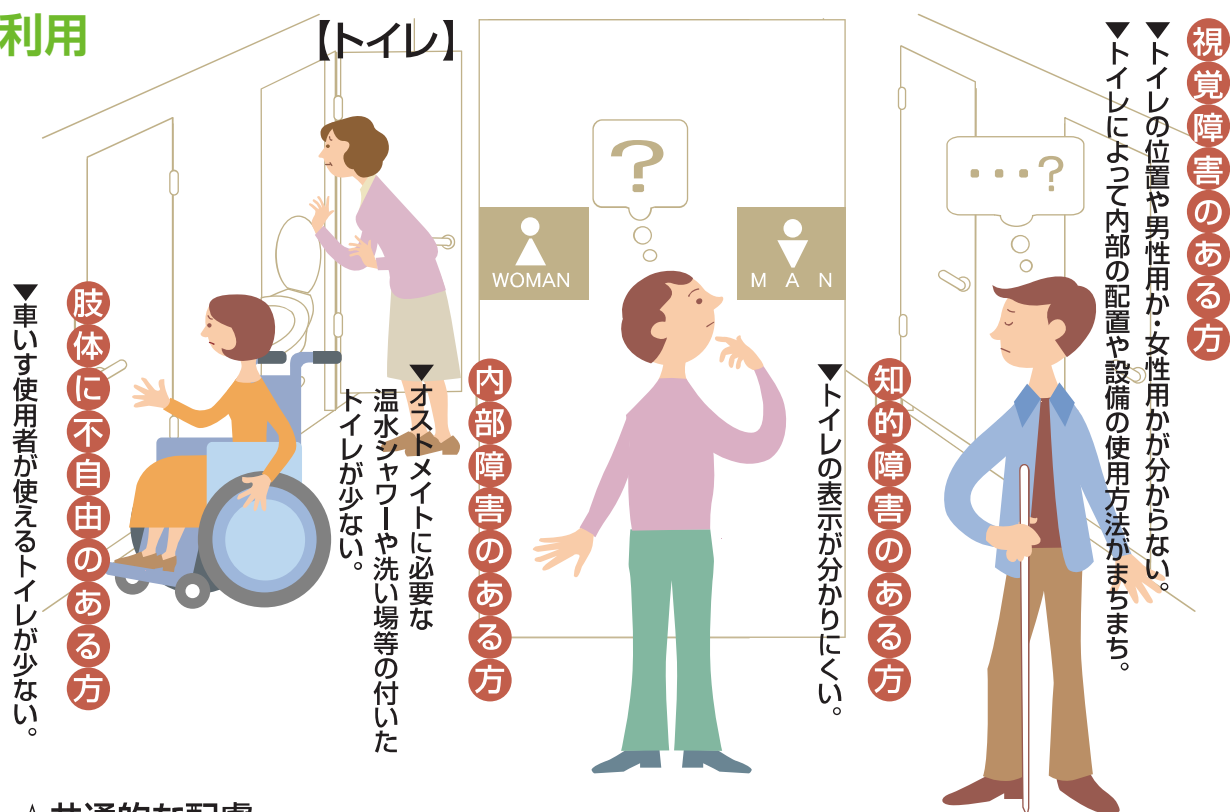
- ・片手で記入できるよう、滑りにくいマットや文鎮を置く。
- ・車いす使用者が利用できる高さで車いすの入るスペースのあるカウンターの設置。(写真下)



大田原社会保険事務所



5 施設利用



☆共通的な配慮

- ★トイレが汚れていないか、多目的トイレの折りたたみ式ベッドが下りたままでないかなど、こまめにチェックします。
- ★トイレの位置の表示や触知図表示を分かりやすくします。
- ★視覚障害のある方には、案内するトイレの設備の位置と使用方法を伝えます。
- ★オストメイト対応を含めた多目的トイレの設置を進めます。
- ★多目的トイレに手荷物置き場の設置を進めます。

職場における工夫事例

【内部障害のある方】

- ・オストメイト対応トイレの設置。(写真下)



中央合同庁舎3号館

【障害者用駐車場】



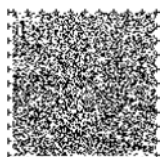
肢体不自由のある方
▼障害者用駐車場に障害のない利用者が駐車して利用できない。

☆共通的な配慮

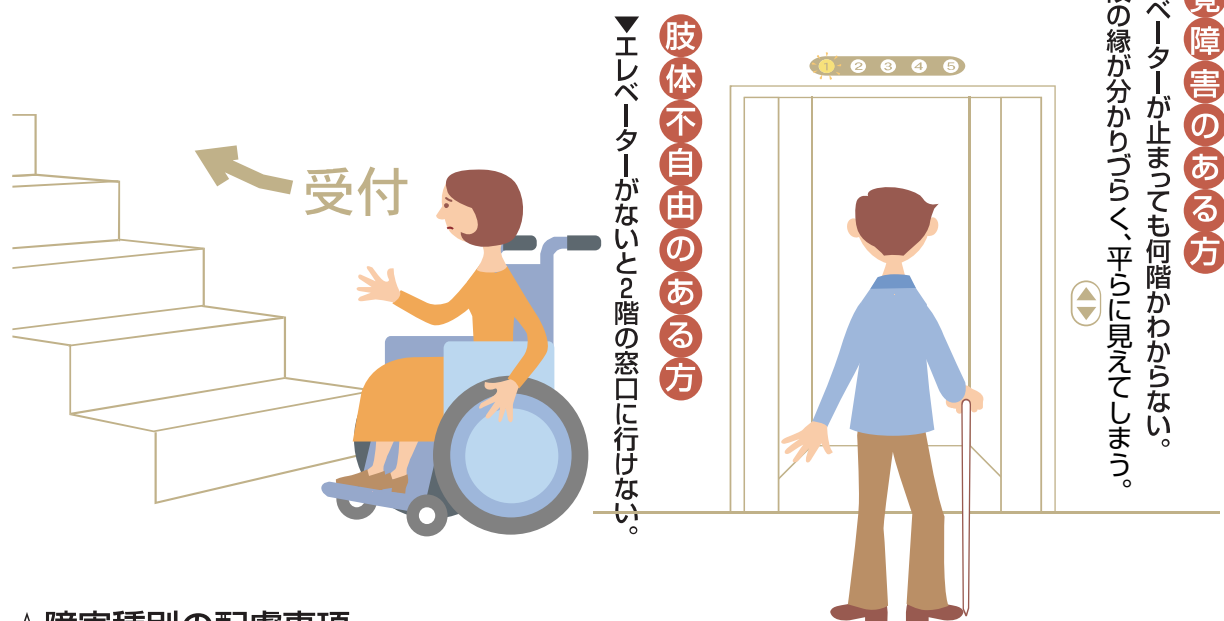
- ★障害者用駐車場には障害者用の表示を大きく掲示し、目的外の利用がされないよう注意を促します。



音声コード



【エレベーター・エスカレーター・階段】



視覚障害のある方

▼エレベーターが止まっても何階かわからない。

▼階段の縁が分かりづらく、平らに見えてしまう。

肢体不自由のある方

▼エレベーターがないと2階の窓口に行けない。

☆障害種別の配慮事項

- ★音声案内や点字表示等の配慮を行ったエレベーターの設置を進めます。
- ★階段の上端に点状ブロックを設置するとともに、階段の上がり口の手すりに行き先の点字表示を付けます。
- ★階段の縁に見やすい色づけをします。

【ロビー又は休憩スペース】



精神障害のある方

肢体不自由のある方

内部障害のある方

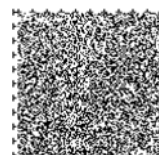
▼疲れているのに座る場所がない。

▼携帯電話の電磁波が不安。

☆共通的な配慮

- ★ゆったり座れる休憩スペースを確保します。
- ★病気の症状や服薬の関係で飲み水を必要とする方のための設備の設置を進めます。
- ★携帯電話禁止スペースを設けます。
- ★車いす使用者でも利用できる高さの電話機や自動販売機の設置を進めます。

音声コード



6 緊急時の対応



☆共通的な配慮

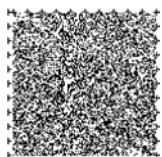
- ★緊急時には、障害の特性に合わせたコミュニケーション方法により、情報を的確に伝達し、迅速に避難誘導します。
- ★日常的な避難訓練において、障害のある方を交えたり、車いすやアイマスクを用いた疑似体験を実施し、安全な避難方法を確認するとともに、自力での移動が困難な方の補助体制を確保します。
- ★避難路の段差をなくすとともに、荷物等で通路をふさがないようにします。
- ★急病時に本人がかかりつけの医療機関への連絡を希望する場合は、協力します。

☆障害種別の配慮

- ★てんかんの発作が起きた場合は、体をゆすったり、口にはしなど押し込んだりしないようにします。



音声コード



7 身体障害者補助犬に関して

1) はじめに

平成14年に制定された「身体障害者補助犬法」により、平成14年10月から国・地方公共団体が管理する施設では、「身体障害者補助犬」の同伴の受け入れが義務づけられました。そのため、他の利用者に対しても、必要に応じてその趣旨を説明する必要があります。

2) 種類

「身体障害者補助犬(補助犬)」は、盲導犬・聴導犬・介助犬、3種類の犬の総称です。

①盲導犬

目の不自由な方の歩行を補助するための犬で、障害物を避けたり、段差や角を知らせて、安全に歩くための補助を行います。

②聴導犬

聴覚に重度の障害のある方の耳の代わりとなり、屋外ではクラクションや自転車の呼び鈴、名前を呼ばれたことなどを知らせます。

③介助犬

落とし物を拾って渡す、手の届かないモノを持ってくる、荷物を運ぶ、ドアの開閉、必要に応じて歩行介助、起立、移乗(車いすから車へなど)の補助などを行います。

3) 補助犬の表示

盲導犬は、白または黄色のハーネス(胴輪)をしています。

聴導犬と介助犬は、背中にそれぞれ、「聴導犬」、「介助犬」と記載された表示をつけています。

使用者本人には、認定証(盲導犬は使用者証)の携帯が、義務付けられています。

使用者本人は、公衆衛生上の安全性を証明する健康管理手帳を携帯しています。



4) 対応のポイント

- ①対応の仕方がわからない場合は、使用者本人に直接聞きます。
- ②犬のトイレも、犬によって異なりますので、使用者本人に直接聞きます。

5) 周りの方への説明のポイント

- ①補助犬は、適切な健康管理と予防対策が講じられた犬であり、使用者が行動管理をしているので、迷惑はかけないこと。
- ②補助犬は、外に出たらいつでも仕事なので、触ったり、声をかけたり、気を引いたりせず、見守ってほしいこと。
- ③犬が嫌いな方、またはアレルギーのある方には、その旨職員にお知らせいただきたいこと。

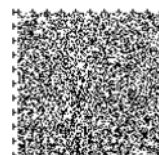
6) 受け入れステッカーの一例

身体障害者補助犬法の施行に伴い、施設内への受け入れ啓発ステッカーが、複数の機関から発行されています。

厚生労働省



音声コード



Ⅳ 参考資料

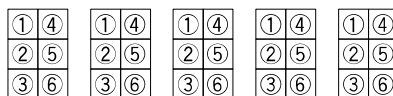
1 コミュニケーション資料 (基本的な点字・手話・指文字・上手な筆談法)

1) 点字:点字とは? 点字の法則

点字とは?

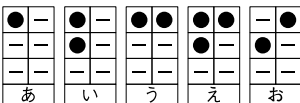
- 点字は、縦3点、横2列の六つの凸点の組み合わせによって構成されている文字です。
- 点字は、6つのそれぞれの点が、凸になっているかいないかの64通りの組合せで文字を表現します。
- 点字は、横書きで、左から右方向へ凸面を読んでいます。

読む方向

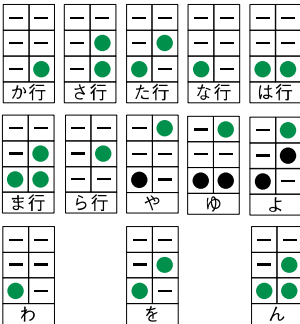


- 点字は、基本的には母音と子音の組合せで50音を構成しており、ローマ字の構成と似ています。

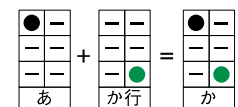
・基本になる●母音(あ行)



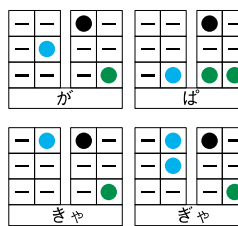
・基本になる●子音



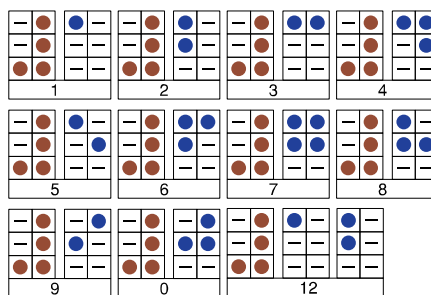
・かの表し方



・濁音は⑤の点、半濁音は⑥の点、拗音は④の点を書いてから、清音を書いて2マスで表します



- ・数字は、●数符を前置した数字記号で表します。二桁以上の数字は最初にだけ数符を付けます。

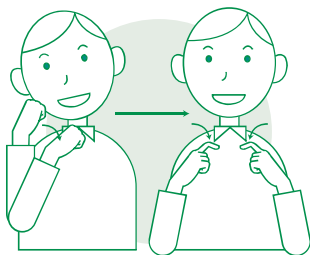


エレベーター、列車のドア、電気製品、飲料水の容器など、色々な所に点字が付けられています。上の表を参考に何が書かれているか見てみましょう。

2) 手話:基本的な手話

手話とは?

聴覚に障害がある人たちにとって、お互いどうしの、あるいは聞こえる人とのコミュニケーション手段で、手で表し目で見ることばです。



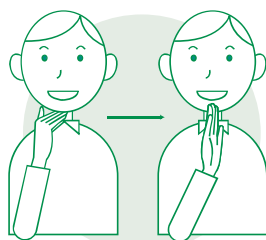
おはようございます



こんにちは



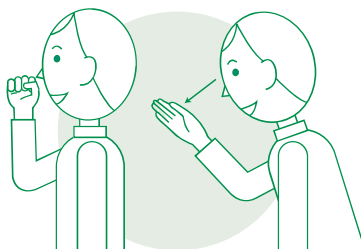
ありがとうございます



おまちください



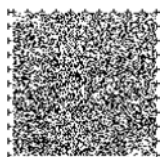
わかりました



よろしくお願いします



音声コード



3) 指文字は、指で表現する「あいうえお」

指文字とは？

指を使って五十音を表わすものです。人名や地名などの固有名詞、手話で表現できない言葉を表わすときに使います。

(聴覚障害者のなかには、指文字のわからない人もいますので、注意してください。)

〈指文字(一覧)〉※参考

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	を
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	ん

促音 (例:○○っ○)



手前に引く

濁音 (例:ぎ)



横に移動させる

半濁音 (例:ぼ)



上に移動させる

※指文字の図はすべて、相手から見た右手の絵です。

4) 筆談:筆談のコツ

筆談とは？

紙や手のひらなどに字を書いてコミュニケーションをとる方法です。

●要旨だけを、簡単にまとめて

一字一句ていねいに書くより、必要なことだけを簡単にまとめて書くようにした方が、スムーズにコミュニケーションできます。



〈良い書き方の例〉

調べるのに、約10分 かります。



〈悪い書き方の例〉

只今、込み合っておりますので、お調べするのに、約10分程かります。

〈筆記具を使った筆談〉

メモ用紙や簡易筆談器を使って行います。



●漢字を適切に使って、意味がわかるように

難しい言葉は避けるようにしますが、ひらがなばかりでもかえって意味がわかりにくくなります。表意文字である漢字を適切に使うと、読めなくても意味が通じやすくなります。



〈良い書き方の例〉

調べるのに、約10分 かります。



〈悪い書き方の例〉

しらべるのに、やくじゅうぶんかります。

●抽象的な言葉や二重否定は使わない

抽象的な言葉や二重否定を使うと、誤解を招くことがあります。遠まわしな言い方は避け、簡潔にまとめると言いたいことが伝わります。



〈良い書き方の例〉

資料をお渡しするのに、約30分かかります。

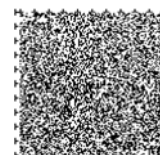


〈悪い書き方の例〉

資料をお渡しできないわけではないのですが、用意するのに時間がかかります。

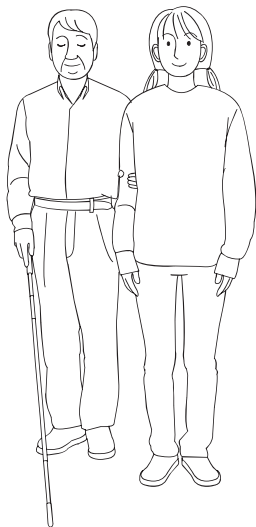


音声コード



2 基本的な介助方法

1) 視覚障害のある方



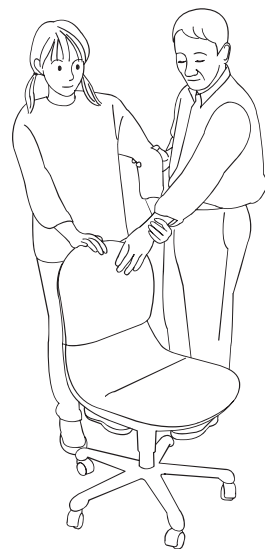
〈正面から見た基本姿勢〉

相手の横半歩前に立ち、常に二人分の幅を確保しながら誘導します。



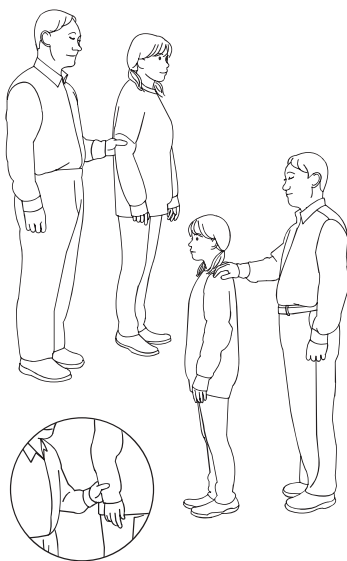
〈白杖を持っている方と階段を上る方法〉

白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。階段が始まることを口頭で告げ、あなたから上り始めます。上るスピードについて口頭で確認し、階段の終わりについても伝えます。



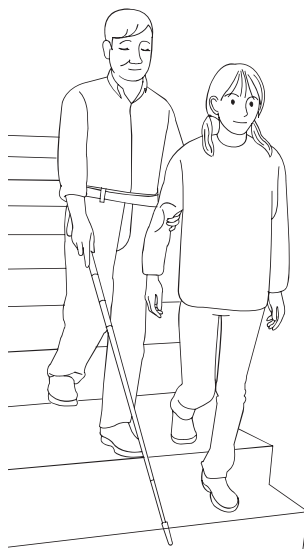
〈背もたれの確認〉

目の不自由な方は、背もたれにさわることによって位置や向き、いすのタイプなどを判断することができます。



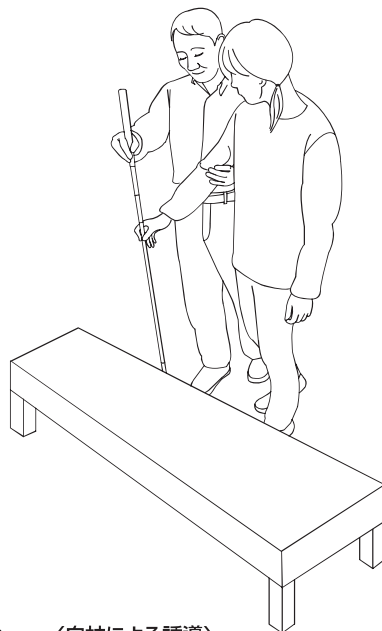
〈ヒジや肩、手首をつかんでもらう場合〉

相手のヒジの角度が90度くらいになることで、互いの位置を適度な間隔に保つことができます。持たれているヒジは、体側に軽く付けてごく自然にし、腕はあまり振らないようにします。相手の背が高い場合には、ご本人に確認した上で、肩をつかんでもらっても良いでしょう。また、逆に、相手が子どもであったり、極端に背が低い場合には、手首のあたりをつかんでもらっても良いでしょう。



〈白杖を持っている方と階段を下りる方法〉

白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。後は、上るときと同様に、階段が始まることを口頭で告げ、あなたから下り始めます。スピードに気をつけ、声をかけながら下り、階段の終わりを知らせます。

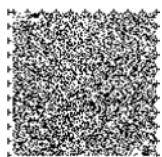


〈白杖による誘導〉

白杖を持っている方には、白杖を垂直に立てた状態でいすにふれるように手を添え、座る場所に導くという方法もあります。その際は、事前に了解を得た上で、白杖のグリップの少し下を持って指し示すようにします。

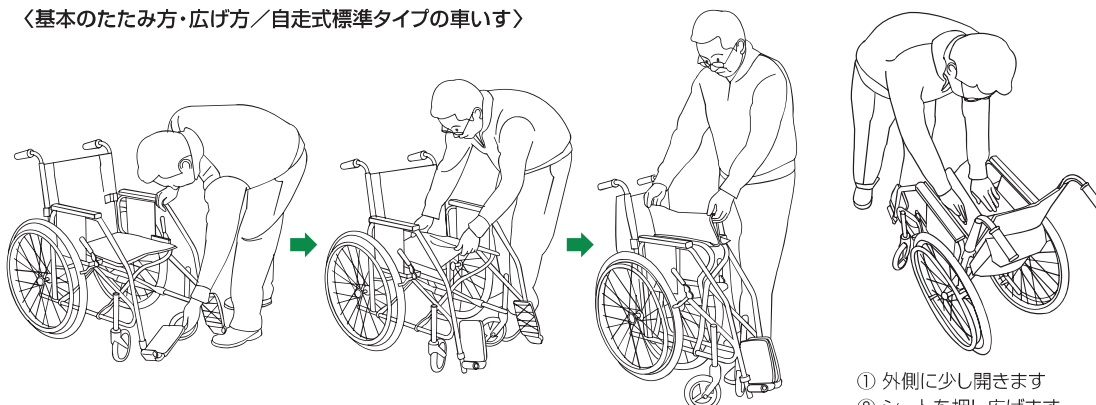


音声コード



2) 車いす使用の方

〈基本のたたみ方・広げ方／自走式標準タイプの車いす〉

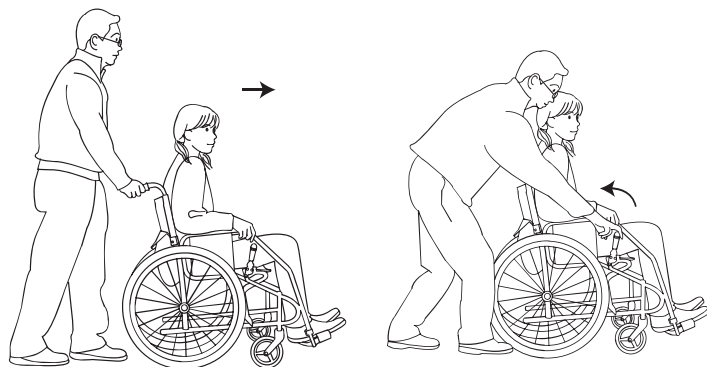


① フットレストを上げます

② シート中央部を持ち上げます

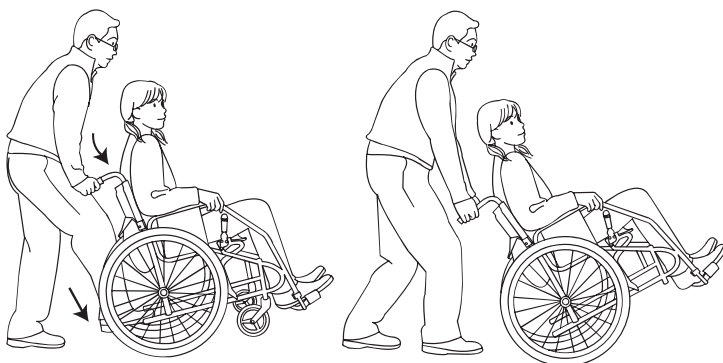
③ 完全に折りたたみます

- ④ 外側に少し開きます
- ⑤ シートを押し広げます
- ⑥ 両手を「ハ」の字に広げ、シートの両端をしっかりと押し広げます



〈自走式標準タイプの車いすの押し方〉
ハンドグリップを握り、重心を安定させ、からだ全体で押すようにします。押し始める際には、「進みます」「では押します」などと声をかけてください。

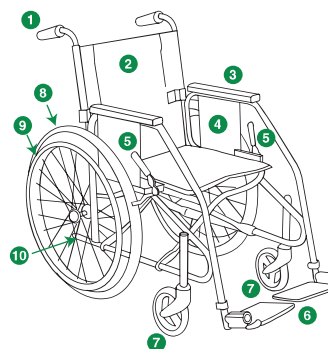
〈ブレーキ（ストッパー）のかけ方〉
車いすの背面から側面にかけて立ち、片手でハンドグリップを握りながら、もう一方の手でブレーキ（ストッパー）をかけます。反対側もハンドグリップを放すことなく、ブレーキ（ストッパー）をかけます。



〈キャストアー上げ〉
ティップングバーを踏み込むと同時に、ハンドグリップに体重をかけ、押し下げます。素早く安定させることが安心につながります。

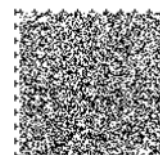
〈キャストアー上げでの移動〉
ハンドグリップをしっかりと握り、ふらつかないようにバランスを取りながら、前に進みます。

〈自走式標準タイプの車いすの各部の名前〉



- ① ハンドル（介助者用にぎり）
- ② バックレスト（背もたれ）
- ③ アームレスト（ひじ当て）
- ④ スカートガード（がわ当て）
＝衣服が外に出ないようにします。
- ⑤ ブレーキ（ストッパー）
＝両側についています。
- ⑥ フットレスト
- ⑦ キャスター
- ⑧ 後輪（大車輪）
- ⑨ ハンドリム：車輪を回すハンドル
- ⑩ ティップングバー
＝介助者がキャストアー上げをするときに足で踏み込みます。

音声コード



3 疑似体験（チェックリスト）

障害疑似体験により利用者の視点でチェックしましょう。

障害のある方にも講師等として参加してもらいましょう

体験で確認

1. 入口から案内まで

- ☐ 建物外部から入口を通して一人で建物内に入れるか
- ☐ 建物内に入ってから案内まで一人でできるか

2. 案内

- ☐ 自分の順番が来たのが分かるか
- ☐ 説明は分かりやすいか

3. 誘導

- ☐ 目的の場所（窓口、トイレ等）まで一人でできるか
- ☐ 途中に通りにくい所や危険な箇所はないか
- ☐ 誘導介助が適切にされているか

4. 相談・説明・手続き

- ☐ やりとりが適切に行えるか
- ☐ 署名記入が適切に行えるか

5. 緊急時の対応

- ☐ 緊急時の情報が的確に把握できたか
- ☐ 避難ルートを通して建物外に出られるか

視覚障害の不便さを体験する
アイマスクで白杖持った状態

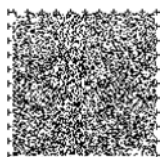
肢体不自由の不便さを体験する
車いすを使用した状態



中央合同庁舎4号館での疑似体験（平成16年）



音声コード



用意を確認

1.案内

- ☐ 車いすの用意はあるか
- ☐ 車いす使用者が利用できるカウンターがあるか
- ☐ 順番を待つ間に座れる場所があるか (いすの用意を含む)
- ☐ 筆談の準備がされているか

2.誘導

- ☐ 建物内の分かりやすい地図情報が見やすい場所に設置されているか
- ☐ 窓口に分かりやすい案内表示がされているか
- ☐ 館内情報を提供する触知図はあるか
- ☐ トイレや階段などに分かりやすいサイン表示がされているか

3.相談・説明・手続き

- ☐ 車いす使用者が利用できるカウンターがあるか
- ☐ 筆談の準備がされているか

4.施設関係

- ☐ 車いす使用者に利用可能な公衆電話が設置されているか
- ☐ 障害者用駐車スペースが適切に設置されているか
- ☐ エレベーターに音声案内があるか
- ☐ トイレの男女別が分かるような点字又は音声案内があるか
- ☐ 多目的トイレに手荷物を置く台はあるか
- ☐ オストメイト対応のある多目的トイレが建物内にあるか

5.その他

- ☐ ホームページは音声読み上げソフト対応になっているか
- ☐ 手話のできる職員がいるか

○障害疑似体験で課題を発見したら、改善策について職場で検討しましょう。その際には、障害のある方のご意見も聞きましょう。

聴覚障害の不便さを体験する

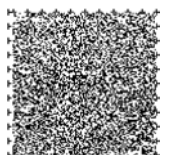
両耳ヘッドホンで音を流した状態

肢体不自由の不便さを体験する

利き手側の手をバンドで身体に固定して
反対側の手に軍手を2枚付けた状態



音声コード



4 一歩踏み出すための情報源（ホームページ等）

- さまざまな障害者情報に関すること
障害者情報ネットワーク（ノーマネット） <http://www.normanet.ne.jp/>
- ボランティアに関すること
（福）茨城県社会福祉協議会 <http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>
（福）全国社会福祉協議会 <http://www.shakyo.or.jp/>
全国ボランティア・市民活動振興センター <http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/>
都道府県・指定都市社会福祉協議会／ボランティアセンター
<https://www.zcwvc.net/>全国各地のボランティア窓口/
- 視覚障害者（誘導法、点字など）に関すること
茨城県立視覚障害者福祉センター点字図書館 <http://ibacenter.la.coocan.jp/>
- 手話に関すること
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ <http://www.center-yasuragi.or.jp/>
- 交通関係のバリアフリーに関すること
（財）交通エコロジー・モビリティ財団 <http://ecommo.or.jp/>
- より多くの人が使いやすい共用品・共用サービスに関すること
（財）共用品推進機構 <http://www.kyoyohin.org/>
- 障害者福祉に関すること（手話通訳、ガイドヘルパーなど）都道府県、指定都市、市区町村の障害福祉担当課

コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則

障害のある方は、文字や話し言葉でのコミュニケーションが困難なことがあります。絵や記号などを使って意思を伝えることができる場合があります。

絵記号のJISの制定

言葉（文字と話し言葉と）による人とのコミュニケーションが困難な障害のある方等にとって、自分の意志や要求を相手に伝え得ることは生活の自立と社会参加にとって不可欠です。

絵記号によるコミュニケーションは、日常生活におけるバリアを取り除くひとつの手段です。

絵記号のJISは平成17年4月に制定され、規格の中の絵記号集は財団法人共用品推進機構のホームページからダウンロードできます。

絵記号の使用例



「おなかが痛い、トイレはどこですか？」

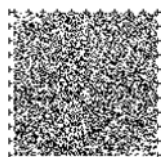


「私はあなたに会えてうれしいです。」

※コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則はJIS化され、基本的な約300種類の絵記号が例として上げられています。



音声コード



5 障害者に関するマークについて

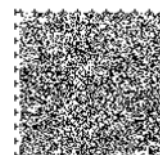
街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

○順 不 同

名 称	概 要 等	連 絡 先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/ TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/ TEL : 03-5291-7885
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/ TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046

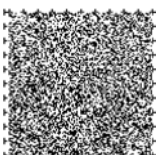


音声コード



【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていての方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237
【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/index.html TEL : 03-3221-6673 FAX : 03-3221-6674
【ハート・プラス マーク】 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/ TEL : 080-4824-9928
【障害者雇用支援マーク】 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。	公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター http://www.social.or.jp/itcenter/ TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155
【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】  (社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613

音声コード



内閣府ホームページより出典



**いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
(茨城県国体・障害者スポーツ大会局)**

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電 話 029-301-5409

ファクシミリ 029-301-5399

E-mail kokutai6@pref.ibaraki.lg.jp

※この資料は、内閣府（障害者施策担当）障害者施策推進本部が発行した
「公共サービス窓口における配慮マニュアル」等を参考に作成したものです。



音声コード

